

旭川市営住宅審議会 公募委員募集



募集期間 9月24日（木）～10月23日（金）[必着]

市民の皆様から幅広いご意見・ご提案をいただくため
審議会委員を公募します。

旭川市営住宅審議会とは？



【役割・構成】

市の附属機関として、市営住宅の管理運営等に関する御意見等をいただくため、公募委員のほか、教育や福祉、地域での暮らしに関わる方、建築・不動産関係者や市営住宅の入居者などからも参加いただいております。10名の委員で構成されています。

現在の委員の任期が満了となりますので、新たな委員を募集します。

【任期】

令和8年12月26日～令和10年12月25日（2年間）

【会議の開催】

- 年間1～3回を予定（不定期）
- 開催は平日の昼間、時間は1回の開催につき約2時間程度
- 場所は、市役所内の会議室を予定

【応募について】

裏面をご覧ください。

たくさんのご応募を
お待ちしております！

応募方法

- ・別紙の「応募用紙」に必要事項を記載してください。
 - ・提出方法：持参、郵送、FAX、Eメール、電子フォームのいずれか
- ※提出書類は返却しません。



応募資格

次の4つの条件を全て満たす方

- ① 旭川市内に居住、又は通勤や通学をしている方
- ② 満18歳以上（令和8年12月26日現在）の方
- ③ 本市の附属機関の委員や懇談会等に、3つ以上就任していない方
- ④ 本市の市議会議員及び市職員でない方

報酬

会議への出席1回あたり**7,700円**（所得税等を源泉徴収します）

募集人数

2人（原則、男女各1人）

選考方法

- 応募者が募集人数を超えた場合は、後日「市営住宅の在り方」をテーマにした作文を提出いただき、その作文を基に選考委員会で選考を行います。
- ほかの附属機関や懇談会等に在任していない方を優先して選任します。
- 選考結果は、応募者全員に書面でお知らせします。

応募・お問合せ

旭川市建築部住宅課

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎5階

電話：25-8510

FAX：26-7654

Eメール：jyutaku@city.asahikawa.lg.jp

〔審議会の詳細は
こちらから〕→



〔フォームでの申請
はこちらから〕→

